

# 社会保険

# ひょうご

2016

9

September

発行／一般財団法人兵庫県社会保険協会 〒650-0012 神戸市中央区北長狭通4丁目9-26 TEL(078)393-0211

\*当協会は、会費で運営されています。国等からの補助金等は一切受けておりません。

## 特集

- 平成28年9月分から厚生年金保険の保険料率が変わります
- ますます便利になった「ねんきんネット」をご利用ください!
- 国民年金第3号被保険者制度
- 「ご家族(被扶養者)」の皆様!今年度の特定健診はもう受けましたか?
- 住所変更届提出のお願い
- 「事務講習会」(労働保険について)参加者募集中!
- 社会保険ボウリング大会参加者募集中!
- 社会保険ダイアリーのご案内



(国営明石海峡公園のコスモス畑)

協会とあなたを結ぶ「社会保険ひょうご」をみなさんに回覧しましょう

(一財)兵庫県社会保険協会  
のホームページ

→ <http://www.hyougo-shahokyo.or.jp/>



モバイル版はこちら



事業主の  
皆様へ

## 平成28年9月分から 厚生年金保険の保険料率が変わります

平成16年の法律改正により、保険料率は平成29年まで毎年改定されることになっており、「平成28年9月分（同年10月31日納付期限分）から平成29年8月分（同年10月2日納付期限分）まで」の保険料率は、次のとおり変更されます。

一般の被保険者・・・・・・・・・・ **17.828% → 18.182%**  
坑内員・船員の被保険者・・・・ **17.936% → 18.184%**

※平成28年9月からの厚生年金保険の保険料額表については、日本年金機構から平成28年8月22日に送付された納入告知書に同封されております。

### 厚生年金基金加入員の場合

厚生年金基金に加入する方の保険料率は、上記の一般の被保険者または坑内員・船員の被保険者の区分に応じた保険料率から、基金ごとに定められている免除保険料率（2.4%～5.0%）を控除した率となり、次の範囲内で基金ごとに定められています。

一般の被保険者・・・・・・・・・・ **13.182% ～ 15.782%**  
坑内員の被保険者・・・・・・ **13.184% ～ 15.784%**

※免除保険料率については、加入する厚生年金基金にお問い合わせください。

#### ❖ お願い ❖

被保険者資格の取得日・喪失日、標準報酬月額、標準賞与額などは、法律により必ず事業主から被保険者に通知しなければならないことになっています。被保険者の方々が自身の記録を確認するためにも、必ず通知していただきますようお願いいたします。

ますます便利になった

## 「ねんきんネット」をご利用ください!

インターネットサービス「ねんきんネット」では、

- ◎いつでも最新の年金記録を確認できます。  
ご自宅のパソコンで、24時間いつでも、毎月更新された年金記録を確認できます。
- ◎年金の見込額を試算できます。  
「年金を受け取りながら働き続けた場合」など、さまざまな働き方に応じた年金の見込額を試算できます。
- ◎持ち主の分からない年金記録を検索できます。  
氏名、性別、生年月日を入力すると、入力した条件に一致する持ち主不明記録があるかどうか調べられます。
- ◎電子版の各種通知書を確認できます。  
「年金振込通知書」などの年金の支払いに関する通知書や、毎月の記録が更新された「ねんきん定期便」をパソコンで確認・ダウンロードできます。



スマートフォンでも年金記録の確認ができるようになっております。また、各種届書をパソコンで作成・印刷する機能や、年金記録を一覧形式で確認する機能も追加されています。便利になった「ねんきんネット」をぜひご利用ください。

ねんきんネット

検索

[http://www.nenkin.go.jp/n\\_net/](http://www.nenkin.go.jp/n_net/)

※ご登録には基礎年金番号が必要です。

## 国民年金第3号被保険者制度

○第3号被保険者は、20歳以上60歳未満の方で、第2号被保険者に扶養されている配偶者が該当します。

○第3号被保険者である期間は、保険料をご自身で納付する必要はなく、保険料納付済期間として将来の年金額に反映されます。

Q:どんなときに届出が必要ですか?

### A1【第3号被保険者になるとき】

- ①結婚して夫(妻)の扶養に入るとき
- ②退職して夫(妻)の扶養に入るとき\*
- ③収入が減少し夫(妻)の扶養に入れるようになったとき
- ④就職した夫(妻)の扶養に入るとき
- ⑤扶養に入っていた妻(夫)が20歳になったとき

※こんなときはご注意ください。

退職(第2号被保険者の資格喪失)後、しばらくしてから配偶者に扶養されるようになった。  
(例)結婚の準備のために早めに退職し、しばらくしてから入籍して扶養されるようになった。  
⇒このような場合、退職した時点で、国民年金第1号被保険者の手続きを行い、その後、配偶者に扶養されるようになった時点で、第3号被保険者の届出をしていただく必要があります。

### A2【第3号被保険者でなくなる時】

- ①収入増加等で扶養から外れたとき
- ②配偶者が退職(第2号被保険者の資格を喪失)したとき
- ③離婚したとき
- ④第2号被保険者である配偶者が65歳の誕生日を迎えたとき
- ⑤第3号被保険者の方が亡くなられたとき

第3号被保険者から第1号被保険者になりますので、お近くの市区町役場で種別変更の手続きを行ってください。

第3号被保険者死亡届を提出してください。

※第3号被保険者の方が就職(厚生年金・共済年金に加入)したときは事業所が手続きを行うため、個人での手続きは不要です。

Q:第3号被保険者の特例制度とは?

A 過去に第3号被保険者該当届の提出を行っていなかったために第3号被保険者に該当しなかった期間に対して、今から遡ってお届けいただける制度が、平成17年4月より始まりました。詳しくはお近くの年金事務所へお問い合わせください。

Q:第3号被保険者の住所が変わったときは?

A 第3号被保険者の方の住所が変わったときは、第2号被保険者(配偶者)の勤務先の事業主を経由して住所変更届を提出することになっています。提出忘れのないようご注意ください。

日本年金機構からののお知らせです。

詳しくは管轄の年金事務所までお問い合わせください。



# 「ご家族(被扶養者)」の皆様! 今年度の特定健診はもう受けましたか?



協会けんぽでは、生活習慣病の要因となるメタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に着目した「特定健康診査(特定健診)」を40歳から74歳までのご家族(被扶養者)の方を対象に実施しています。

## 1 健診は毎年受診することが大切です

運動不足・不規則な食生活・過度の飲酒・喫煙などの生活習慣は、メタボリックシンドロームの原因となり、10年から15年かけて、じわじわと進行してきます。そして、メタボリックシンドロームのリスクである高血圧・高血糖・脂質異常など健診結果に数値となって表われます。まだ今年度の健診を受けていない方は早めに受診しましょう。

### 健診 Q&A

**Q** 病気が見つかったら怖いし、来年でいいかなあとって...

**A** 病気を早く見つければ、心身への影響も小さくて済みます。また、発見が遅れ病気がどんどん進行すると、体への負担はもちろん家計にも影響が出ますよ。仕事や家庭生活を守るためにも、健診に行く予定をいまずぐ立ててしまいましょう。

**Q** 毎日、忙しいわ...

**A** 健診にかかる時間はおよそ数時間。病気になって入院や通院することを考えれば、わずかな時間です。健康で毎日笑顔でいてくれることが家族の幸せですよ。

## 2 特定健診の検査項目と費用

### 基本健診(全員が受診)

項目	内容
診察・問診	服薬、喫煙の有無を伺います
身体計測	身長、体重、腹囲を測定し、BMI(身長・体重から計算する指数)を算出します
血圧測定	1回または2回測定します
血液検査	血糖、血中脂質、肝機能を検査します
尿検査	尿中の糖・たんぱくを検査します

自己負担額=基本健診料-保険者負担額(最高6,520円)

### 詳細健診(医師の判断による追加)

項目	受診基準
貧血検査	過去に貧血があったり、健診の際に医師の診察で貧血が疑われる方に行います
心電図検査	前年度の健診の結果等において、血糖・脂質・血圧及び腹囲等全てについて一定の基準に該当する方に行います
眼底検査	

自己負担額=詳細健診料-保険者負担額(最高3,400円)

## 3 特定健診の受診には受診券が必要です

対象となる方には、年度の初めに「特定健診受診券」をお勤めされている被保険者(ご本人)様の住所宛にお送りしています。特定健診実施機関へ予約のうえ、受診券と保険証を持参して受診しましょう。受診券が手元にない方や紛失された方は、下記までご連絡をお願いします。

年に1度は健診を受けましょう!

生活習慣病予防健診も実施中!

1



危険な状態に近づいていないかを健診結果から、早めに知ることができます。

毎年健診を受ける

5つのメリット

2



生活習慣をどう見直せば健康を維持できるかが健診結果からわかります。

3



病気の芽を早く発見することが、病気の予防や早期治療につながります。

4



病気を予防することが、長い老後を健康で過ごせるかどうかを左右します。

5



病気を予防することで、家計の負担(医療費負担)を軽くできます。

加入者・事業主の皆様へ

## 住所変更届提出のお願い

平成29年度のご家族(被扶養者)の特定健診の受診券については、平成29年4月にご自宅へお送りします。

日頃より協会けんぽの保健事業につきまして、ご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。協会けんぽでは、被扶養者(ご家族)様が特定健診を受診する際に必要な受診券を、被保険者(ご本人)様の住所宛てにお送りしております。なお、転居等に伴う住所不明などの理由により、ご自宅にお送りすることができなかった受診券につきましては、事業主様宛にお送りして、被保険者(ご本人)様等を通じ、ご家族様のお手元に届けていただいております。

平成29年度も被保険者(ご本人)様の住所宛てにご家族様の受診券をお送りしますので、被保険者(ご本人)様の住所が変更となった場合には、**管轄の年金事務所に「健康保険・厚生年金保険被保険者住所変更届」**を提出いただきますようよろしくお願いいたします。

### 受診券送付対象の方

協会けんぽの被扶養者で40歳～74歳までの方です。

### 留意点

- ▶ 住所変更のお手続きの時期によっては、変更後の住所が平成29年度の受診券に反映されない場合がありますので、年内のお早い時期に手続きを完了してください。
- ▶ 平成29年度においても、被保険者(ご本人)様の住所宛にお送りできなかった方の受診券については、事業主様宛にお送りしますので、被保険者(ご本人)様等を通じ、ご家族様のお手元に届くようご協力をお願いします。

# 協会だより

## 「事務講習会」参加者募集中! (労働保険について)

### 「事務講習会」にご参加を!

11月の事務講習会は労働保険全般となっています。下記の要領で実施いたしますのでぜひご参加ください。

※事務講習会当日、テキストを配付いたします。

事務講習会にご参加いただいた方には「健康づくりカレンダー(平成29年版)」を贈呈いたします。

- 参加費 無 料
- 応募締切 10月14日(金) 必着
- 募集方法 受講希望の方は、締め切り日までに申込書(コピー可)に必要な事項をご記入いただき、下記宛先までお申込みください。  
後日、「参加証」を送付いたしますので、必ず返信用封筒に宛先ご記入の上、82円切手を貼って同封してください。  
【会費納入がない事業所の参加については一名につき3,000円(実費程度)の参加費が必要となります。】  
【受講申込時に協会費の納入を希望され納入された場合、参加費は不要です。  
講習会参加申込書の協会費納入希望欄\*に○印をご記入ください。】

### 事務講習会スケジュール

会場番号	会場・住所・TEL	開催日	開催時間	講師	内容
1	尼崎商工会議所 702会議室 尼崎市昭和通3-96 ☎06-6411-2251	28年 11月18日(金)	13:30~16:30 (受付は15分前から)	社会保険労務士 永田 章一 先生	・労働保険全般
2	豊岡市民会館 講座室 豊岡市立野町20-34 ☎0796-23-0255	28年 11月18日(金)	13:30~16:30 (受付は15分前から)	社会保険労務士 宇谷 清 先生	
3	明石市立産業交流センター 研修室1A・1B 明石市大久保町ゆりのき通1-4-7 ☎078-936-7915	28年 11月22日(火)	13:30~16:30 (受付は15分前から)	社会保険労務士 岸野 雄彦 先生	
4	兵庫県中央労働センター 大ホール 神戸市中央区下山手通6丁目3番28号 ☎078-341-2271	28年 11月28日(月)	13:30~16:30 (受付は15分前から)	社会保険労務士 杉本 登志子 先生	
5	姫路市市民会館 中ホール 姫路市総社本町112番地 ☎079-284-2800	28年 11月30日(水)	13:30~16:30 (受付は15分前から)	社会保険労務士 橋尾 明子 先生	

※専用駐車場(無料駐車場)を完備していない会場、駐車台数に制限がある会場等がありますのでご来場の際は、公共交通機関を利用していただきますようお願いいたします。

申込・  
問い合わせ先

〒650-0012 神戸市中央区北長狭通4-9-26  
一般財団法人兵庫県社会保険協会 講習会係 電話 078-393-0211



### 講習会参加申込書 (2名まで参加可)

(ふりがな) 参加者氏名	①	②	連絡先電話番号
			事業所整理記号
事業所名			平成28年度協会費納入年月日
所在地			年 月 日
参加会場 希望会場番号に○印	1・2・3・4・5		*協会費 納入希望

※上記情報は、申込・受付・発送事務以外には使用いたしません。

5月・7月・9月に実施の事務講習会で使用しました「健康保険と厚生年金保険ガイド」は今回使用しませんので、持参していただく必要はありません。当日別のテキストを配付いたします。



# 社会保険ボウリング大会参加者募集中!

## 社会保険ボウリング大会開催について

今回の募集は3支部で、被保険者の皆様の体育活動を奨励し、健康の保持増進を図ることを目的として、恒例のボウリング大会を下記のとおり開催いたしますので、奮ってご参加ください。

### 豊岡支部

豊岡年金事務所管内の事業所……定員11チーム(33名)  
 兵庫県社会保険協会豊岡支部主催 第9回社会保険ボウリング大会  
 ◇日時 平成28年11月6日(日) 集合 午前10時15分 開始 午前10時45分  
 ◇場所 ジョイプラザ豊岡店【豊岡市加広町】 電話 0796-29-0102  
 ◇参加金 1チーム1,860円(2ゲーム)

### 姫路支部

姫路年金事務所管内の事業所……定員30チーム(90名)  
 兵庫県社会保険協会姫路支部主催 第27回社会保険ボウリング大会  
 ◇日時 平成28年11月11日(金) 集合 午後6時15分 開始 午後6時45分  
 ◇場所 ラウンドワン姫路飾磨店【姫路市飾磨区中島】 山電妻鹿駅より西へ徒歩15分  
 電話 079-243-1830  
 ◇参加金 1チーム3,390円(2ゲーム)

### 西宮支部

西宮年金事務所管内の事業所……定員16チーム(48名)  
 兵庫県社会保険協会西宮支部主催 第44回社会保険ボウリング大会  
 ◇日時 平成28年12月16日(金) 集合 午後6時00分 開始 午後6時30分  
 ◇場所 E-BOWL トマト西宮店【西宮市室川町】 電話 0798-72-9011  
 ◇参加金 1チーム3,300円(2ゲーム)

### ●競技方法

- ①1チーム3名で編成し、1人2ゲームの投球を行いトータルスコアの合計点で団体戦の順位を決定する。また、この時に個人戦の得点も兼ねる。
- ②ハンデは、女子1ゲームにつき20点とする。
- ③大会当日3名そろわなかったチームは、個人戦のみの参加とする。

### ●表彰【参加チーム数・参加人数により変更することがあります】

- ①団体の部 優勝、準優勝、第3位、BB賞
- ②個人の部 優勝、準優勝、第3位、飛び賞、BB賞
- ③参加者全員に参加賞

### ●留意事項

- ①申し込みは、右記の様式(コピー可)で平成28年10月14日(金)までに〒650-0012 神戸市中央区北長狭通4-9-26 (一財)兵庫県社会保険協会 事業係 宛 **参加金(ゲーム代相当)と一緒に現金書留で送付**してください。
- ②受付は、先着順とさせていただきます。
- ③直前で参加を取り消された場合は、参加金をお返しできない場合があります。
- ④貸し靴は自己負担をお願いします。

第 回社会保険ボウリング大会申込書					
チーム	事業所整理記号 及び 被保険者番号	(ふりがな) 被保険者氏名	被保険者 資格取得 年月日	性別	備考
A			S . . .	男・女	
			H . . .	男・女	
			S . . .	男・女	
			H . . .	男・女	
B			S . . .	男・女	
			H . . .	男・女	
			S . . .	男・女	
			H . . .	男・女	

上記のとおり申し込みます。  
 平成 年 月 日  
 兵庫県社会保険協会 支部長 様  
 平成28年度協会費  
 納入 年 月 日 平成 年 月 日  
 事業所所在地 〒 -  
 事業所名称 \_\_\_\_\_ (印)  
 申込責任者氏名 \_\_\_\_\_  
 電話番号 \_\_\_\_\_

★原則、上記申込書記載順の投球順となります。

# 社会保険ダイアリーのご案内

## DIARY2017

A5判240頁(予定)・定価:972円(本体900円+税)  
B5判160頁(予定)・定価:1,080円(本体1,000円+税)

- ◆ 予定表は見開きで、左頁は1週間のスケジュール欄を、右頁は横線入りの自由メモ欄を配置しています。巻頭には、月間予定表を収載しています。
- ◆ 巻末には社会保険制度(窓口も収載)・健康づくり・暮らしに役立つ便覧が揃っています。コンパクトなA5判に対し、B5判は書き込みやすい大判です。

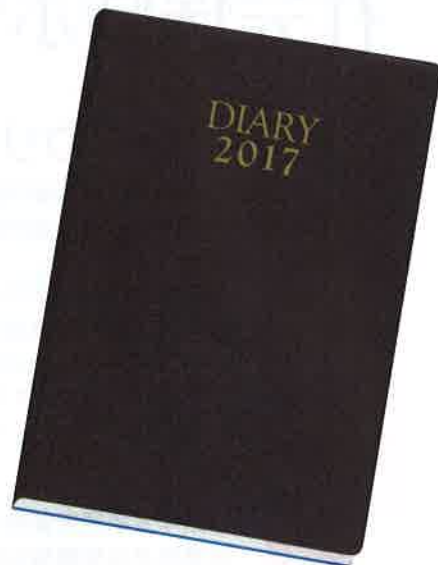
● 特別割引価格 A5判:875円(税込) / B5判:972円(税込)

● 送料特別価格 いずれも378円(税込)

※ 必要事項をご記入のうえ、11月30日までに  
兵庫県社会保険協会までファックスにてお申し込みください。

**FAX 078-393-0411**

※ 11月30日を過ぎての申込は定価販売、送料実費(432円)となりますのでご注意ください。



カバー 紺色

### DIARY2017 申込書 <コピー可>

申込日	平成28年 月 日	協会費納入年月日	平成28年 月 日
事業所名称	ご担当者		
事業所所在地	〒 - -		
電話番号	- -	申込部数	(A5判) 部 (B5判) 部

※ この申込書にご記入いただきました個人情報は本事業の運営およびそれに関するご連絡・ご案内以外には使用いたしません。

協会受付 No. \_\_\_\_\_

**自由なプランで掛金設定。ライフサイクルに応じて増減も可能です。**

掛金は、年金の型と口数の組み合わせで自由に設定ができ、あなたにぴったりのプランがつけられます。また、口数単位であれば、加入後に途中変更も可能。各型の掛金額は加入時の年齢(月単位)により異なりますので、詳しくは国民年金基金までお問い合わせください。

1口目としてA型、2口目にI型を1口加入した場合

35歳(誕生日)に加入の男性の場合			
掛金額	受取額		
60歳までお支払い 月額 17,245円	65歳~80歳 月額 3万円	80歳~終身 月額 2万円	

※ 加入中、受給中(保証期間中)に亡くなられた場合、ご遺族に遺族一時金が支給されます

35歳(誕生日)に加入の女性の場合			
掛金額	受取額		
60歳までお支払い 月額 19,385円	65歳~80歳 月額 3万円	80歳~終身 月額 2万円	

※ 加入中、受給中(保証期間中)に亡くなられた場合、ご遺族に遺族一時金が支給されます

国民年金にゆとりをプラス。自分で入る公的な個人年金。

**兵庫県国民年金基金**

国民年金に任意加入している60歳以上65歳未満の方も国民年金基金に加入できます。  
※ 日本国内に住所を有する方に限ります。

資料請求・ご相談・お問い合わせは  
お気軽に今すぐこちらへ!

ロゴ ヨイクニ

**0120-65-4192**

[月~金] 9:00~17:30

● 詳しい情報はホームページでもご覧いただけます。

**兵庫県国民年金基金** 検索